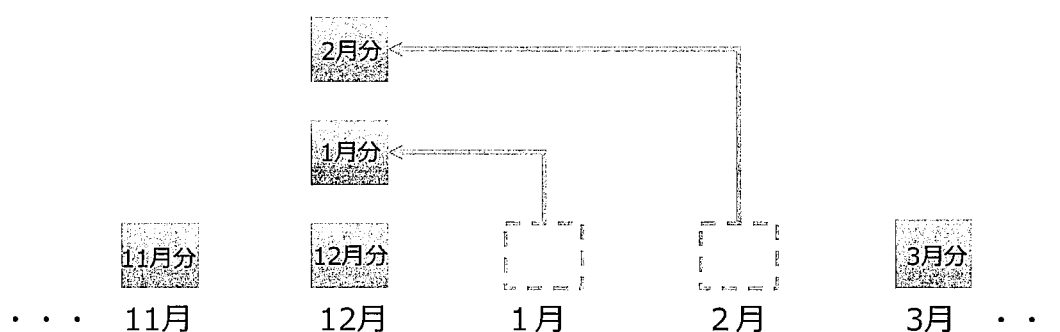


貸与奨学金の期日前交付

(既採用者が対象)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、早期にまとまったお金が必要となった学生等への支援として、奨学生からの願出により、12月の貸与奨学金振込日（令和3年12月10日（金曜日））に1月分及び2月分を期日前に振り込みます。



1. 対象

第一種奨学金・第二種奨学金（いずれも全学種・全学年）

- ※1 すでに第一種奨学生・第二種奨学生として採用されている者が対象です。（令和3年度二次採用による第二種奨学生を含む）
- ※2 利用している奨学金の状態等によっては利用できない場合があります。
（利用できない具体例）
 - ・令和3年12月の奨学金の振込状態が「休・停止中」、「保留中」となっている。
 - ・第一種奨学金の期日前交付を希望する場合で、併せて受給している給付奨学金の支援区分が令和4年2月分まで確定していない。
 - ・人的保証から機関保証への変更手続き中（予定を含む） 等

2. 注意事項

- (1) 令和3年12月に12月分～令和4年2月分を振り込みますので、次の奨学金の振込みは令和4年3月になります。
- (2) 令和4年3月に満期を迎える者については、令和4年2月10日（木）に令和4年3月分（1ヶ月分）のみ振り込みます。